

## 政務活動費経費の範囲

- ・ 政務活動費は、慶弔費等の交際的経費、後援会及び議員個人の活動並びに党費その他政党活動に関する経費に充てることができない。
- ・ 条例第8条に規定する経費の範囲に従って使用できるものは、おおむね次の表によるものとする

項目	支出できるもの	支出できないもの
調査研究費	資料印刷製本費、調査委託費、通信運搬費、旅費、調査研究に必要な施設入場料等	調査地への土産品等
研修費	会場費、講師謝礼、器材借上げ料、参加費、通信運搬費、旅費等	接待のための食料的経費、政党が主催する事業への参加費及び旅費等
広報費	広報紙・報告書等印刷製本費、会場費、器材借上げ料、茶菓子代、通信運搬費、旅費等	議員個人が市民への配布を目的として発行する広報紙等作成に要する経費等
広聴費	会場費、器材借上げ料、資料印刷製本費、茶菓子代、通信運搬費、旅費等	
要請・陳情活動費	資料印刷製本費、通信運搬費、旅費等	訪問先への土産品等
会議費	会場費、資料印刷製本費、旅費、通信運搬費、参加費等	接待のための食料的経費、政党が主催する事業への参加費及び旅費等
資料作成費	印刷製本費、原稿料、写真現像・焼付け、事務機器購入、リース代等	
資料購入費	地図・図書等各種資料購入費、有料データベース使用料等	
事務費	消耗品費、通信運搬費等	